

国外居住親族の扶養控除等

現行制度の下では、扶養控除等(扶養控除、配偶者控除及び障害者控除)の適用を受けるにあたり、控除の要件を満たしていることを確認するための証明書類の提出・添付が法令に規定されていません。日本に赴任している外国人が本国に多数の扶養親族を有している場合についても、確認が困難であることから、扶養控除等申告書による申告に基づいて、扶養控除の適用が行われてきたという実態があります。

中には、数十人の扶養親族を申告する者もいました。こうした状況に対応すべく、扶養控除等の適用に厳格化が図られることになりました。

平成 28 年1月以降に支払われる給与等及び公的年金等並びに平成 28 年分以降の所得税について、国外居住親族に係る扶養控除等(扶養控除、配偶者控除及び障害者控除)の適用に当たっては、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を提出又は提示しなければならないことになりました。

扶養控除等申告書への「親族関係書類」の添付等による、源泉徴収による扶養控除等の適用

源泉徴収事務は扶養控除等申告書に基づいて行われますが、扶養控除等の対象となる親族が非居住者である場合には、「親族関係書類」を添付又は提示することになります。「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、当該非居住者が納税者の親族であることを証するものをいいます。①の書類は、日本人の子息が海外留学をしている場合などに必要となります。②の書類は、本国に残った配偶者や子息を日本で働く外国人が扶養する場合などに必要となります。

- ①戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券の写し
- ②外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるもの)

「送金関係書類」の提出又は提示による、年末調整による扶養控除等の適用

給与等の年末調整において、非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける納税者は、「送金関係書類」を源泉徴収義務者に提出又は提示する必要があります。

「送金関係書類」とは、納税者が非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにする次の書類をいいます。

- ①金融機関の書類又はその写しで、金融機関が行う為替取引により、納税者から親族に支払をしたことを明らかにするもの
- ②納税者が契約者であるクレジットカードを親族が使用したクレジットカードの利用明細

留意事項

・確定申告で扶養控除等を適用する場合には、確定申告書提出時に「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付又は提示する必要があります。

・親族関係書類及び送金関係書類が外国語で作成されている場合には、訳文を添付等する必要があります。

・1人の国外居住親族(例えば、配偶者)に送金したことを明らかにする送金関係書類は、各人別に送金されたことが明らかにならないことから、他の国外居住親族(例えば、子)の送金関係書類には該当しない旨の解釈通達が国税庁より発出されています。所得税法施行規則が、各人に行ったことを明らかにする書類を要求していることから、このような通達になったものと理解しますが、疑問を禁じ得ません。各人別に送金することは必ずしも合理的ではなく、規則及び通達の行き過ぎという思いもありますが、対応しなければならないということです。

・一人の国外居住親族に対して年に3回以上の送金がある場合には、一部の送金関係書類の添付・提示の省略が認められています。